

64 聯盟野球試合施行に関する件に付東都大学野球聯盟等へ
通牒

(注記1) 昭和十四年八月

(注記2) 昭和十四年八月十六日

(注記3)

(加筆)
別紙

(加筆)

発体七五号 決裁 8月17日 文書課長

送 8月17日 起案者

(注記1)
(注記2)
(注記3)

(注記1) 昭和十四年八月十六日起案

体育運動掛長 (甲佐) (小野寺) (吉田) (斎藤)
体育課長 (印) (印) (印) (印)

(注記3)

案

東都大学野球聯盟理事長

(加筆)
関西六大学野球聯盟理事長

宛

課長

直轄学校長 宛
公私立大学高等専門学校長

学生生徒ノ運動競技試合ニ関スル件

文部次官

今ヤ興亞ノ大業日々ニ進ミ國民ノ責務愈々重大ヲ加ヘ強健有為ナル次代國民ノ鍊成ヲ要スルノ秋ニ當リ曩ニ畏クモ青少年学徒ニ勅語ヲ賜フ聖旨宏遠洵ニ感激ニ勝ヘサル次第ニ有之自今益々武道其他ノ運動競技ヲ獎励シテ心身ノ鍛錬ニ努ムルト共ニソノ

実施方法ノ適正ヲ期シ以テ学生生徒ノ本分ヲ尽サシメ度ニ付テハ右趣旨ニ基キ各種試合ノ施行上一層ノ配意相成度特ニ校試合等ニ關シテハ左記事項銳意励行相成度此段依命通牒ス

天其ノ他ノ事情ニ依リ土曜日ノ午後又ハ休業日以外ニ於テモ之ガ施行方承認シ來リタルモ自今之ヲ承認致サザル方針ニ付右併

セテ御諒知ノ上試合日程作成相成度此段通牒ス

(朱書)
備考

一、本案發送ノ際ハ次官通牒一及二添付相成度

二、宛先

イ、東都大学野球聯盟ハ東京農業大学野球部長宮(田)(抹消)
(津)榮太郎
(加筆)

ロ、関西六大学野球連盟ハ京都帝国大学野球部長船岡省五

一、試合ニ當リテハ学生生徒ノ本分ヲ守リ真剣勝負ノ氣魄ヲ尚ヒ日本精神ノ涵養發揮ニ努ムルコト
二、特ニ文部省ノ承認シタル場合ノ外試合又ハ練習ノ為學業ヲ欠クカ如キ事アルヘカラサルコト
三、試合ニ際シテハ之ニ關与スル者ハ勿論其ノ他場内ニ在ル者

ヲシテ真ニ学生試合ノ精神ヲ尊重スルノ風ヲ養ハシムル様

十分ナル指導監督ヲナスコト

(注記1)

〔主務課発送
(峰谷)
(印)〕

(注記2)

「至急」

昭和十四年八月十六日

文部次官

地方長官宛

学生生徒ノ運動競技試合ニ関スル件

今般標記ノ件ニ關シ直轄學校長及公私立大學高等專門學校長ニ
對シ別紙ノ如ク通牒致シタルニ就テハ右御諒知ノ上實管下各學
校ニ対シテモ本趣旨ニ鑑ミ可然御取計ヒ相煩度此段依命通牒ス

發体七五号

昭和十四年八月十七日

文部大臣官房體育課長

文部省體育官 小笠原道生

東都大學野球聯盟理事長 宮津榮太郎殿

関西六大學野球聯盟理事長 船岡省五殿

聯盟野球試合施行ニ關スル件

今般学生生徒ノ運動競技試合ニ關スル件ニツキ別紙ノ通直轄學
校長公私立大學高等專門學校長地方長官等ニ対シ通牒致シタル
ニ就テハ右御諒知相成度尚從來貴聯盟野球試合ノ施行ニ關シ荒
天其ノ他ノ事情ニ依リ土曜日ノ午後又ハ休業日以外ニ於テモ之
ガ施行方承認シ來リタルモ自今之ヲ承認致サザル方針ニ付右併
セテ御諒知ノ上試合日程作成相成度此段通牒ス

(注記3)

「記録掛 17・4・21 受領」

(注記4)

「一一一」(簿冊内件名番号)

(下札)

(中止) (抹消) (加筆) 〇四〔二〕四〔一〕/聯繫

学校長等ヘノ通牒ノ後ニ入ル、
コト/登録追加 件名 東都大學野球聯盟等ヘ通牒 聯盟野球試
合施行ニ關スル件/番号 発体七五/結了年月日 昭一四 八
一七/保存年限 [1] ムキ/枚数 4

〔自昭14年至昭18年 学校衛生統計
文部省(印) 3A, 32—7, 2519〕